

# 令和2年度および令和3年度の 後期高齢者医療保険料率のお知らせ

令和2年度および令和3年度の後期高齢者医療保険料率が決定されましたので、お知らせいたします。

後期高齢者医療制度の保険料率は、各都道府県で2年に一度見直しされることとなっています。

		平成30、 令和元年度 (参考)	令和2・3年度
保険料	均等割額	39,500円	46,000円
	所得割率	8.00%	8.50%

令和2年度の賦課限度額(上限)は64万円です。  
(令和元年度は62万円)※茨城県内は均一の保険料率となります。

## 令和2年度の保険料の軽減について

### ① 均等割額の軽減

#### 令和元年度

世帯(被保険者と世帯主)の 総所得金額	均等割額の 軽減割合	軽減後の 均等割額
33万円以下の世帯	8.5割	5,900円
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合)	8割	7,900円
33万円+「28万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	19,700円
33万円+「51万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	31,600円

#### 令和2年度 ※下線部が変更点になります。

世帯(被保険者と世帯主)の 総所得金額	均等割額の 軽減割合	軽減後の 均等割額
33万円以下の世帯	<u>7.75割</u>	<u>10,350円</u>
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合)	<u>7割</u>	<u>13,800円</u>
33万円+「 <u>28.5万円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	<u>23,000円</u>
33万円+「 <u>52万円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	<u>36,800円</u>

※収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は120万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

### ② 加入前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

均等割額が加入後2年間に限って5割軽減され、所得割額の負担はありません。

## 後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金から天引き)されている方へ

令和2年度から、年金から天引きされる保険料額を平準化(均等化)します。

これまで、年間保険料額が決定する前の4月・6月・8月の「仮徴収」の額は、原則その年の2月と同額としていました。そして年間保険料額が決定した後、年間保険料額から仮徴収で納めていただいた額を差し引いた残りを、10月・12月・2月の3回に分けて年金から納付いただいていた。

今年度からは、下記の【例】のように仮徴収額と本徴収額が大きく異なることが想定される方について、年間を通じてできるだけ均等になるように、6月と8月の仮徴収額を変更します。

【例】令和元年度(平成31年度)年間保険料額 162,000円 令和2年2月 特別徴収額 50,000円  
令和2年度・令和3年度 年間保険料額 162,000円(前年度と同額と仮定)の場合。

元年度	令和2年度						令和3年度					
	仮徴収		本徴収		仮徴収		本徴収		仮徴収		本徴収	
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
50,000	50,000	50,000	50,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	50,000	50,000	50,000

今年度～ ※令和2年度6月・8月の額=(令和元年度の年間保険料額÷2-令和2年度4月分)

元年度	令和2年度						令和3年度					
	仮徴収		本徴収		仮徴収		本徴収		仮徴収		本徴収	
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
50,000	50,000	15,500	15,500	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000

4月分は従来どおり2月の額と同額となりますが、6月以降の額が変更となります。なお、所得等の増減があった場合や、保険料率の改正等があった場合は、年額も増減しますので、後半の本徴収(10月・12月・2月)で再調整されます。

問い合わせ先 保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1213

保険料の納付について 役場保険年金課 後期医療係 ☎68-2211(内線178)

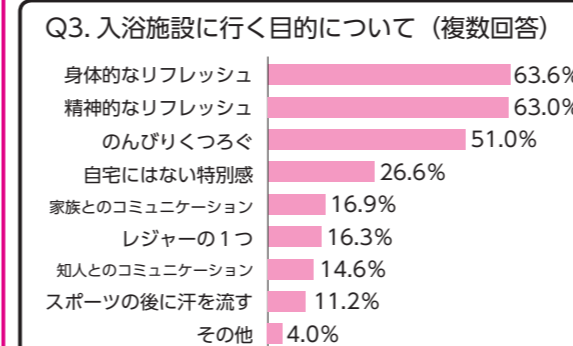
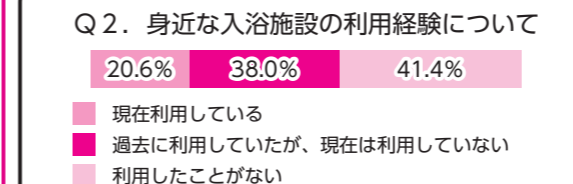
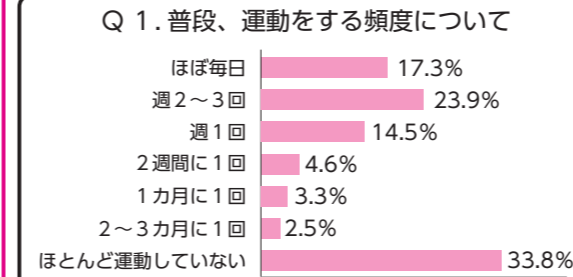
## 公約の取り組み状況 お知らせします!



町長の公約である「住民自治基本条例・対話型行政」は、町民の意見を取り入れながら住みよいまちづくりを目指し事業を進めていきますが、まずは町民の皆さまに対して、公約として掲げたものの取り組み状況・進捗状況をお知らせいたします。

す。アンケートにご協力いただいた皆さまありがとうございます。なお町では、このアンケートの調査結果を踏まえ、健康増進施設(入浴施設)の誘致に向けた調査・研究を進めてまいります。アンケート調査結果の詳細については町公式ホームページのほか、役場1階および利根町図書館2階の情報公開コーナーに設置しております。

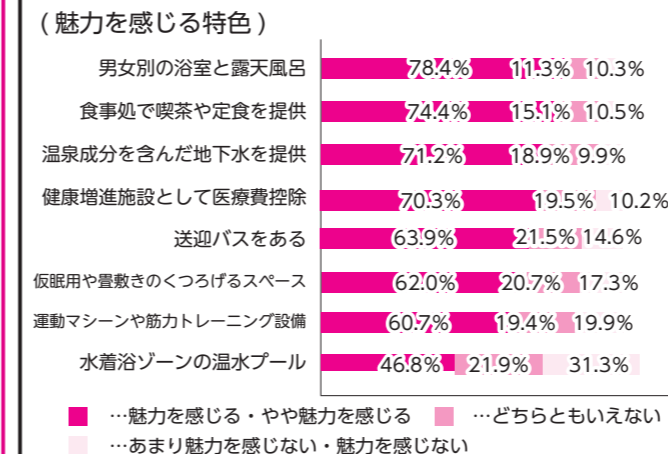
## 【アンケート結果】



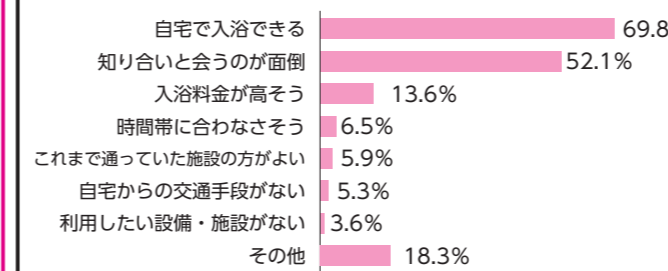
**健康増進施設に関するアンケート調査結果**  
健康増進施設調査事業の一環として実施した「健康増進に関するアンケート調査」の結果をお知らせします。  
このアンケート調査は、町民の皆さまの健康増進施設に関する考え方を把握し、施策を行うにあたっての方向性や課題などを検討することを目的に実施したものです。また、今後のまちづくり施策にあたっての基礎資料としても活用させていただきます。

**アンケート調査の概要**  
実査期間 令和元年10月26日～11月13日  
対象者 住民基本台帳から無作為抽出した、20～75歳までの町民1500人  
アンケート回収率 42.1%(631通)

## Q4-1. 利根町に健康増進施設ができた場合、魅力を感じる特色について。また、それらの特色がある健康増進施設が利根町にできた場合の利用意向について



## Q4-2. (Q4-1で「行ってみたいと思わない」場合) 行ってみたいと思わない理由(複数回答)



## Q5. 健康増進施設の運営方法やサービスの必要性について

